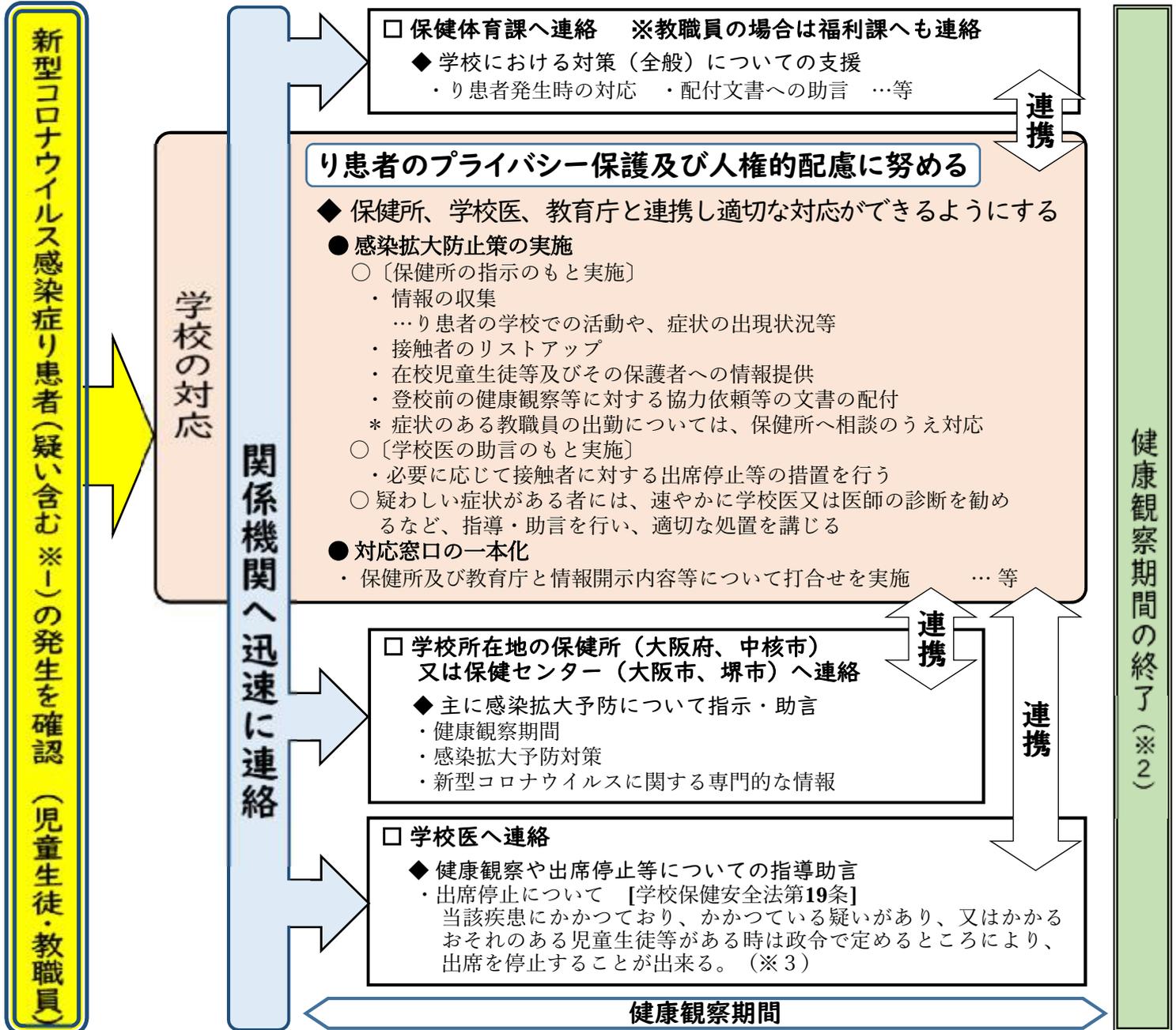


# 学校における新型コロナウイルス感染症り患者発生時の対応 [第四版]

※本フロー図は、現時点での情報を参考に作成されたものであり、今後新たな情報が入ったり状況の変化があった場合には、変更が生じることもあります。



※1 医療機関にて検査結果待ち等、確定していない段階のこと。  
ただし、まだ医療機関を受診していなくても、以下のいずれかに該当する者も疑いに含めることとする。

ア 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた方  
イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた方と濃厚接触した方  
ウ 発熱または呼吸器症状（軽症を含む）があり、新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触した方  
エ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方  
オ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方 } \*高齢者や基礎疾患等のある方は、左記症状が2日程度続く場合とする

① 上記、ア～オの条件に該当する場合は、学校を休み、速やかに「保護者等から最寄りの帰国者・接触者相談センターに電話相談していただく」とともに、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避けマスクを着用し受診するよう指導を行うこと。

② 上記、ア～オの条件に該当しないが、発熱や呼吸器症状を確認した場合は、学校を休み医療機関を受診するよう指導を行うとともに、受診後の対応は医師の判断に基づき行うこと。医師の判断のもと登校する際には学校での健康観察を継続するとともに、登校前の健康観察（検温等）を行うよう指導すること。上記エのように症状が改善しない場合は上記①の対応を行う。  
その他の場合で、新型コロナウイルスの感染に不安がある場合は「府民向け相談窓口」を活用したり、または活用を勧める。

「帰国者・接触者相談センター」及び「府民向け相談窓口」の詳細は別紙に記載

※2 健康観察期間等は保健所の指示に従う。

※3 出席停止の基準：学校保健安全法施行規則第19条 第一項、第四項、第五項、第六項に記載  
なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、現時点での対応方針や情報に基づき、子どもたちに不利益の無いようご対応ください。